

様式第5号（第7条関係）

令和元年度 第2回  
みどり市入札監視委員会 会議審議概要

開催日	令和2年1月16日（木）	
開催場所	みどり市役所 笠懸庁舎 第1会議室	
出席委員	石原栄一委員長、天川洋副委員長、植木誠委員	
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日	
抽出案件	件数	<p>（備考）</p> <p>報告第1号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき、入札方式別発注工事等総括件数及び契約金額について、資料を基に事務局から説明を行った。</p> <p>報告第2号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、今回の抽出委員である植木委員から次のとおり抽出結果の報告が行われた。</p> <p>【抽出結果報告】</p> <p>抽出においては、①過去の抽出状況、②執行方式の別、③落札率、④応札状況、⑤工事等の種別、⑥発注担当所属の状況を考慮した。</p> <p>議案として、令和元年度（平成31年度）上半期発注工事等の審議について、担当課長等から工事等の概略を説明した後、次のとおり審議が行われた。</p> <p>審議概要については別頁のとおり。</p>
条件付き一般競争入札	3	
指名競争入札	4	
随意契約	1	
合計	8	
委員会による意見の具申内容	市の組織として設計積算を専門的に検査できる技術職員などを配置して、より積算の精度を上げるなどの取組みをされたい。	

質問等【委員】	回答【所管課又は事務局】
<p>1. 工 事 名：社会資本整備総合交付金事業 市道笠懸 4018 号線他管渠埋設工事(31-311-4)  入札方式：条件付き一般競争入札  工 種：土木一式工事  契約金額：36,850,000 円（税込み）</p>	
<p>基幹事業と単独事業の違いは。</p>	<p>国庫補助の対象となるか否かの違いで、基幹事業は対象となるものです。</p>
<p>国交省の完了検査はありますか。</p>	<p>国交省の完了検査はありませんが、会計検査の対象工事であり、該当となれば会計検査を受けることになります。</p>
<p>契約変更はありましたか。</p>	<p>現在も工期中ですが、現時点ではありません。</p>
<p>辞退理由は確認しましたか。</p>	<p>人員確保の問題であったとのことです。</p>
<p>2. 工 事 名：富弘美術館空調設備等中央監視装置更新工事  入札方式：条件付き一般競争入札  工 種：管工事  契約金額：29,150,000 円（税込み）</p>	
<p>入札参加資格の設定の理由及び経緯は。</p>	<p>みどり市建設工事等請負業者選定要綱において、管工事では級別格付をしている業者から入札参加者を募ることとなりますが、競争性確保の観点から地域要件を広げ、対象業者数を増やしたものです。</p>
<p>対象業者数が少ない場合の考え方は。</p>	<p>資格審査委員会において競争性を高める方向での協議を行います。</p>
<p>設計積算は発注原課で行ったのですか。</p>	<p>発注原課で行いました。</p>
<p>不慣れな職員が設計積算を行うことは職員にとって大きな負担となり市にとっても望ましい状況とは言えない。市の組織として設計積算を専門的に検査できる技術職員などを配置して、より積算の精度を上げるなどの取組みをして欲しい。</p>	<p>—</p>
<p>3. 業 務 名：万年橋橋梁補修工事  入札方式：条件付き一般競争入札  業 種：土木一式工事  契約金額：41,580,000 円（税込み）</p>	
<p>橋梁がかかっている路線名は。</p>	<p>市道 1 級 27 号線です。</p>
<p>当工事は補助事業ですか。</p>	<p>国交省の補助事業です。</p>
<p>当工事の経緯を教えてください。</p>	<p>地元住民の通行が多く通行規制が困難なことから、分割発注で行っており今回が第 3 期工事となります。</p>
<p>1 期、2 期工事の受注業者は今回と同じか。</p>	<p>1 期は別の業者で、2 期と今回が同じ業者となります。</p>

質問等【委員】	回答【所管課又は事務局】
落札率が高いことをどう考えていますか。	官設計と内訳書を比較分析したところ問題はありませんでしたので、積算を適切に行えたものと考えています。
<p>4. 工 事 名：旧福岡西小学校校舎一部改修第2期工事(みどり市多世代交流館改修工事)  入札方式：指名競争入札  工 種：建築一式工事  契約金額：18,889,200円(税込み)</p>	
辞退が多いが理由は確認していますか。	予定価格内での見積りが難しかったと聞いています。
設計には問題はなかったのでしょうか。	建築士へ設計を委託しており、検査も合格しているものですので設計自体に問題はなかったと考えております。
予定価格内での見積りが難しいという業者からの意見を設計担当の建築士へ伝えましたか。	伝えていません。
1期工事の内容と契約金額は。	主に1階と2階の部分で、公民館的機能や多目的に使える機能で全体的な部屋の間取りやトイレ改修、エレベーター設置などを実施し、契約金額は104,000,000円でした。
辞退理由から鑑みるに、積算の妥当性の評価をする必要があり、再検算をする必要があると考えます。	検討いたします。
適正な入札であったとは言い難い状況ですが、設計積算への配慮もあり、大きな問題があった訳ではないと判断できます。今回のような状況を教訓に、今後さらに適正な入札に取り組んでいただきたい。	—
<p>5. 工 事 名：東運動公園六角堂屋根改修工事  入札方式：指名競争入札  工 種：建築一式工事  契約金額：1,717,200円(税込み)</p>	
辞退理由は確認していますか。	予定価格内での見積りが難しかったと聞いています。
設計積算はどのように行いましたか。	市内の地元業者から参考見積を徴取し、それを基に設計しました。
辞退が多いことで競争原理が働いていない状況ですが、どのように考えますか。	設計に問題はなかったと考えており、辞退が多いことについては業者ごとの考え方がありますのでやむを得ない状況と考えます。

質問等【委員】	回答【所管課又は事務局】
<p>参考見積は1者のみですか。 また、参考見積を徴取した業者は入札に参加していますか。</p>	<p>1者からの徴取で、入札への参加はしていません。</p>
<p>辞退理由から鑑みるに、積算の妥当性の評価をする必要があり、再検算をする必要があると考えます。</p>	<p>検討いたします。</p>
<p>競争性に欠け、課題の残る入札であったと判断します。</p>	<p>—</p>
<p>6. 業 務 名：簡易水道事業基本計画策定業務 入札方式：指名競争入札 業 種：建築関係建設コンサルタント業務 契約金額：12,408,000円（税込み）</p>	
<p>計画策定以降、業者につながっていく仕事はあるのですか。</p>	<p>単発であり、つながっていく仕事はありません。</p>
<p>東地域の簡易水道について教えてください。</p>	<p>笠懸・大間々地域については東部水道企業団による上水道事業となりますが、東地域では合併前より簡易水道で運営しており、特別会計となっています。</p>
<p>辞退と失格の理由は確認していますか。</p>	<p>辞退理由は確認しておりません。 また、失格については入札価格が予定価格を超過していました。</p>
<p>落札者が他者よりも安価であることについて、内訳書内の差異の精査はしましたか。</p>	<p>他者に比べ全体的に安価でありましたが、落札業者は簡易水道事業の認可申請時の委託業者だった経緯があり、その時のデータを持っていることが有利な積算につながったのではないかと考えています。</p>
<p>特命随契までには至らなかったのですか。</p>	<p>以前の委託が古い時期のもので、入札としました。</p>
<p>7. 業 務 名：みどり市・桐生市航空写真撮影業務 入札方式：指名競争入札 業 種：測量業務 契約金額：16,280,000円（税込み）</p>	
<p>税務業務において航空写真をどのように利用するのですか。</p>	<p>年に1度、固定資産税課税のため現地に赴き地目の調査などをしますが、全域を現地踏査するのは現実的に不可能であるため、航空写真を利用をしています。 また、写真を撮影しておくことで当時の記録を残しておくという側面もあります。</p>
<p>この業務は定期的に行っているものですか。</p>	<p>桐生市と交互に3年毎に実施しています。</p>

質問等【委員】	回答【所管課又は事務局】
履行期間は6か月ほどありますが、期間に渡り撮影を行うのですか。	基本的には1月1日現在の写真になりますが、天候との兼ね合いで期間を設定しています。
指名業者は飛行機を所有している業者ですか。	所有している業者もありますが、基本的にはセスナ機を所有する業者へ下請に出していると思います。
発注において苦勞した点はありますか。	当該業務は桐生市との共同事業であり、今回初めてみどり市で発注することになりましたが、仕様を決める過程で苦勞しました。これまで契約をしていた桐生市に確認をとりながら進めてきました。
撮影したものの二次使用は、契約で禁止しているのですか。	しています。
<p>8. 業 務 名：みどり市立笠懸小学校の分離新設に伴う新設小学校基本・実施設計業務委託  入札方式：随意契約  業 種：建築関係建設コンサルタント業務  契約金額：97,900,000円（税込み）</p>	
競争入札によらずに随契とした理由は適切なものでしょうか。また、プロポーザル方式とはどのようなものですか。	民間事業者の技術ノウハウを最大限生かしたいことから技術提案を募集できるプロポーザル方式を採用し、随意契約としました。一次審査では書類選考、二次審査では技術提案を審査しました。
プロポーザル方式を採用するにあたり、どこからか助言を受けましたか。	過去の事例等を参考にしました。
他のプロポーザル方式採用状況は。	最近では太田市で学校建設についてプロポーザル方式を採用している状況がありました。
設計はどのように積算しましたか。	県の建設技術センターに相談しました。
細部等決まっていないうちがあると思うが、設計変更ありきなのでしょうか。	一定の方針の下に設計しますので、設計変更ありきというわけではありません。
伺書に一部適切でない表現がありますので、注意してください。	—